

（周知）モデル建物法（小規模版）の適用範囲の変更について

「モデル建物法（小規模版）」について、2026 年 10 月の Web プログラムのバージョンアップより、下表のとおり適用範囲が変更となり、これに伴い、別紙のとおり、屋根及び壁の入力ルールも変更となります。新たな適用範囲は 2026 年 10 月 1 日の新規申請物件から適用となり、適用範囲に該当しない場合に、別紙に示す現行の入力ルールの適用はできないため、標準入力法もしくはモデル建物法（通常版）を使用して申請いただくようお願いします。

なお、2026 年 9 月末日までにモデル建物法（小規模版）を使用して新規申請された物件については、その変更申請を含め、別紙に示す現行の入力ルールに基づき入力を行うことで、Web プログラムのバージョンアップ後であっても引き続き同計算法を適用することが可能です。

新規申請時期	適用範囲
2026 年 9 月 30 日まで	・ 非住宅部分の床面積（開放部分を除く）が 300 m ² 未満 ・ 計算範囲に開口部がないものは適用対象外
2026 年 10 月 1 日以降	・ 非住宅部分の床面積（開放部分を除く）が 300 m ² 未満 ・ <u>計算範囲に開口部、屋根又は壁のいずれか又は全てがないものは適用対象外（ただし、工場モデルの適用時や空調設備の設置がない等、様式 SB-1・SB-2 の作成が不要な場合を除く。）</u>

※「開口部」については、入力マニュアルに従い「窓」のみを入力の対象とする運用としていましたが、今後は「ドア」も含めた運用に変更させていただきます。

以上